

ジェトロ人権方針

前文

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」）は《世界とつながる。ともに、一歩先へ》というコンセプトのもと、《つながりの力で実現する豊かで平和な世界》の実現に向け、《人、企業、国とともに、未踏のフィールドにビジネスの礎を創りあげる》ことを VMVs（ビジョン・ミッション・バリューズ）に掲げています。我々が大切にするこの理念に基づき、国内外のネットワークを活用し、貿易・投資の促進や調査・研究を通じて、日本および世界における健全で持続可能なビジネスの発展に向けて取り組んでいます。

ジェトロは、こうした事業活動の推進にあたって、日本と海外の多くの政府や企業などと協働しています。その基盤は、人同士の信頼関係に基づく交流や協力にあります。ジェトロは、こうした信頼関係構築において人権尊重が重要であることを認識するとともに、国際的な人権尊重への期待を真摯に受け止め、人権尊重に取り組めます。

本方針はジェトロが VMVs に基づいた事業活動を実施する際の、人権に関する基本方針であり、他の規程等の土台となるものです。本方針は、理事長以下、国内外の全役職員（派遣職員含む）に適用し、ジェトロの事業活動に関わる外部専門家、調達先、委託先等を含む取引先およびジェトロを活用いただく企業等に、本方針への支持を期待します。

独立行政法人としての取り組み

ジェトロは、独立行政法人としての立場を認識し、自身の人権尊重の取り組みを推進するとともに、企業の人権尊重の取り組みを支援します。

ジェトロは、ジェトロを活用いただく企業等に対して、情報提供を通じて取り組みを支援するとともに、人権デュー・ディリジェンスを奨励します。ジェトロは、紛争影響地域では、重大な人権侵害のリスクが高まるとの問題意識のもと、その状況下で活動する企業等がそのような人権侵害に関与しないよう、支援します。

人権の尊重

ジェトロは、国連指導原則のもと、国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）、労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言に含まれる人権をはじめとする国際的に認められた人権を尊重します。

どこで事業を行うにしても、適用される法をすべて遵守し、国際的に認められた人権を尊重します。相反する要求に直面した場合、国際的に認められた人権の原則を最大限尊重する方法を追求します。

人権デュー・ディリジェンス

ジェットロは、人権を尊重する責任を果たすため、人権デュー・ディリジェンスを継続的に実行します。

ジェットロは、自らの事業活動を通じて、またはその結果として生じる関係(取引関係を含む)を通じて関与することになるかもしれない、実際のまたは潜在的な人権への負の影響を特定し評価します。

特定された人権への負の影響については、これを防止し、また軽減するために、機構内の関連する部署およびプロセスに人権デュー・ディリジェンスを組み入れ、適切な措置をとるとともに、その対応の実効性を追跡評価します。

人権への実際および潜在的な負の影響への対応策に優先順位をつける必要がある場合、ジェットロは、第一に最も深刻な影響または対応の遅れが是正を不可能とするような影響を防止し、軽減するよう努めます。

本方針に基づく取り組みやその進捗について、ウェブサイトなどを通じて発信します。

ステークホルダーとの対話

ジェットロは、本方針に基づく取り組みの実施に関して、ステークホルダーとの意義ある対話に努めます。

是正・救済

ジェットロは、自らが負の影響を引き起こしたこと、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、その是正・救済に取り組む、またはそれに協力します。

苦情処理

ジェットロは、苦情への早期の対処や、是正を可能とするべく、負の影響を受けたステークホルダーのために、実効的な苦情処理の仕組み(グリーバンス・メカニズム)を確立し、またはそのような仕組みに参加します。

また、ジェットロは本方針に基づいて通報や相談を行った者が不利益を被ることがないように配慮します。

研修

ジェットロは、全役職員が、本方針に基づいて行動できるよう、必要な研修を実施します。

周知・支援

ジェトロは、外部専門家、調達先、委託先等を含む取引先、ジェトロを活用いただく企業等に対して、本方針を周知するとともに、必要に応じて支援を提供します。

本方針は、総務部を管轄する理事が管掌し、ジェトロの役員会の承認を得て、理事長により署名されています。

2026年6月11日

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦

石黒 憲彦